I 規 約

1 長野県卓球連盟規約

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、長野県卓球連盟という。 (事務局)

第2条 本会に、事務局を置く。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、長野県における卓球界を統括し 且つ代表する団体として卓球の普及振興を 図り、もってスポーツマン精神の高揚と体 育、文化の進展に寄与することを目的とす る。

(統轄団体)

第4条 本会は、長野県の卓球界を代表し、日本 卓球協会が開催する事業に関し、交渉権を 有する県下唯一の統轄団体である。

(事 業)

- 第5条 本会は、第3条の目的を達成するために 次の事業を行う。
 - 1. 長野県下、一般・高校・中学・個人・ 団体各種卓球競技会を開催又は、共催 すること。
 - 2. 日本卓球協会の開催する諸大会の予選を開催すること。
 - 3. 加盟団体の強化発展と相互の連絡融和を図り事業の援助を行うこと。
 - 4. 県代表選手の選考及び派遣すること。
 - 5. 卓球の普及、研究及び指導を行い、 並びに講習会及び研修会を開催するこ と。
 - 6. 日本卓球協会に加盟すること。
 - 7. 長野県体育協会に所属すること。
 - 8. 本連盟加盟団体所属会員の登録。
 - 9. 審判員及び公認コーチ資格審査のための講習会及び研修会を開催し、日本卓球協会への申請及び登録手続きを行うこと。
 - 10. 県功労者を表彰すること。
 - 11. 機関紙、その他の出版物を発行する こと。
 - 12. その他本会の目的達成のための必要な事業を行う。

(承 認)

第6条 県内における競技会は、事前に本会の承 認を得るものとする。

加盟支部団体における競技会はその限りでない。

第三章 加盟団体

(加 盟)

- 第7条 本会の趣旨に賛同する次に掲げる団体は 理事会の合意を得て加盟団体となることが できる。
 - 1. 県下郡市町村の統一団体である卓球 競技団体。
- 2. 全面的に組織された卓球競技団体 (支 部)
- 第8条 本会は、前条の加盟団体を支部とする。 (加盟団体の手続)
- 第9条 本会に加盟しようとする団体は、次の事項を記載した加盟申請書を提出しなければならない。
 - 1. 団 体 名
 - 2. 設立年月日
 - 3. 規 約
 - 4. 登録会員名簿
 - 5. 役員名簿
 - 6. 事業所所在地
 - 7. 入 会 金

(資格の喪失)

- 第10条 本会の加盟団体は、次の事由によって資格を喪失する。
 - 1. 脱 退
 - 2. 加盟団体の解散
 - 3. 除 名

(脱 退)

第11条 本会の加盟団体が脱退しようとするとき は、その理由を付し脱退届を提出し、理事 会の議決を経る。

(除 名)

- 第12条 本会の加盟団体が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て会長がこれを除名することができる。
 - 1. 本会の加盟団体として義務に違したとき
 - 2. 本会の名誉を傷つけ、又本会の目的 に違反する行為があったとき

(構成)

第13条 支部構成に基づき本会は、四地区(東信・ 第19条 本会に名誉会長1名、名誉副会長、顧問 北信・中信・南信)に便法区分し、規約の 運用を図ることができる。

(分担金)

第14条 本会の加盟団体は、次に定める分担金を 毎年納入しなければならない。分担金は、 理事会で定めた額を納入する。

(登 録)

第15条 本会の加盟団体は、長野県登録規定に基 づく登録をしなければならない。 登録に関する規定は別に定める。

(後援会)

第16条 本会は、後援会を置くことができる。

- この会は、本会が実施する競技力と 組織力の強化活動に対して、物心両面 の援助を行うことを目的とする。
- 2. この会の目的に賛同し、所定の申込 み手続きを行った法人及び個人をもっ て会員とする。
- 会員は、本会の事業の遂行を援助す るため、別に定める会費を納入するも のとする。
- 4. 会に関する規定は別に定める。

第四章 役 員

(役 員)

第17条 本会は、次の役員を置く。

- 1. 理 事 130名以内
- 2. 常任理事 20名以上40名以内

会 長 ……1 名 うち 副会長 ……若干名 理事長 ……1 名 副理事長 ……若干名

3. 監事 2名又は3名

(役員の選出)

第18条 役員の選出は、次の通りとする。

- 1. 会長・副会長は、理事会で推挙する。
- 理事長は、常任理事会で選出し理事 会の承認を得る。
- 副理事長は、理事長が推せんし理事 会の承認を得る。
- 常任理事は、理事のうちから理事会 において若干名選出する。
- 理事は、加盟団体より選出する。
- 監事は、理事のうちから理事会にお いて選出する。

(名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与)

及び参与若干名置くことが出来る。名誉会 長、名誉副会長、顧問及び参与は、理事会 の推せんにより会長が委嘱する。

(役員の職務)

第20条 役員の職務は、次の通りとする。

- 会長は、本会の業務を総理し本会を 1. 代表する。
- 2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故 あるとき、又は欠けたとき会長があら かじめ指名した順序により、副会長が その職務を代理し又、その職務を代行
- 3. 理事長は、会長及び副会長を補佐し て会務を掌理する。
- 4. 副理事長は、理事長を補佐し、日常 会務を処理する。
- 常任理事は、常任理事会を組織し、 5. 会務を執行する。
- 6. 理事は、理事会を組織し、本会の会 務を議決する。

(監事の職務)

- 第21条 監事は、本会の業務及び会計に関し、次 の各号に規定する業務を行う。
 - 本会の業務執行の状況を監査するこ
 - 本会の会計を監査し、その結果を理 事会及び常任理事に報告すること。

(顧問及び参与)

第22条 顧問は、重要な事項について、会長の諮 間に応じ意見を述べることができる。

> 参与は、会長の必要と認める事項につい て、その諮問に応じ意見を述べることがで きる。

(役員の任期)

- 第23条 本会の役員の任期は、次の通りとする。
 - 1. 任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 2. 補欠又は増員により選任された役員 の任期は、前任者又は現任者の残任期 間とする。
 - 3. 役員は、任期満了後でも後任者が就 任するまでは、なおその職務を行う。

(事務局)

第24条 本会の事務を処理するために事務局を設 け局員を置くことができ局員は、理事長が 任免する。

第五章 会議及び機関

(理事会)

第25条 理事会は、本会最高議決機関として年1 回春季に会長が招集する。

> ただし、会長が必要と認めたときは臨時 招集することができる。

理事会の議長は会長とする。

(理事の定足数)

第26条 理事の定足数は、次の通りとする。

- 1. 理事会は、出席理事によって成立する。
- 2. 理事会の議事は、出席理事の過半数 の決議で決し、可否同数のときは、議 長がこれを決する。

(審議決定)

第27条 理事会において、次の事項を審議決定する。

- 1. 事業報告
- 2. 収支決算及び資産の状況
- 3. 事業計画及び収支予算
- 4. 役員の選任
- 5. その他重要な事項

(常任理事会)

第28条 常任理事会の構成及び職務は、次の通りとする。

- 1. 常任理事会は、会長・副会長・理事 長・副理事長及び常任理事をもって構 成し、その議長は会長とする。
- 2. 常任理事会は、会務執行上の基本事 項及び専門委員会からの提出議案を審 議決定する。
- 3. 常任理事会は、必要に応じて会長が 招集する。

(専門委員会の設置)

第29条 本会の事務遂行上必要があるときは、常 任理事会の議決を経て専門委員会を設ける ことができる。

> 専門委員会の組織及び運営に関する事項 は常任理事会で別に定める。

(議事録)

第30条 理事会及び常任理事の会議には議事録を 作成し、議長署名の上これを保存する。 第六章 会 計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次の通りとする。

- 1. 事業に伴う収入
- 2. 寄 付 金
- 3. 加盟団体の分担金
- 4. 登 録 料
- 5. 補助金
- 6. その他の収入

(資産の管理)

第32条 本会の資産管理については、理事会の議 決を要する。

(経費の支出)

第33条 本会の事業遂行に要する経費は、第31条 の運用財産をもって支出する。

(会計年度)

第34条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終る。

(特別会計)

第35条 本会は、理事会の議決を経て、用途目的 を明確にすることにより特別会計を設ける ことができる。

第七章 規約の変更

第36条 本規約の変更は、理事会の議決を要する。 (細 則)

附則 この規約は、昭和55年2月24日から施行 する。

規約改正経過 昭和39年1月26日 改正

昭和49年1月7日 改正

昭和56年3月1日 改正

昭和61年4月13日 改正

平成4年2月15日 改正

平成5年4月17日 改正

平成20年4月12日 改正